

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について（概要）

市長公室政策企画室

1 改正の趣旨

- ①健康増進計画及び食育推進計画を一体的に策定するため、和泉市健康増進計画検討委員会を和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会に変更し、和泉市食育推進計画検討委員会を廃止
- ②子どもの読書活動推進計画が、和泉市生涯学習・スポーツ推進計画に統合されるため、和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会を廃止
- ③部活動の地域移行等の改革を進めるための計画策定に係る調査審議を行うため、新たに和泉市部活動地域移行計画策定委員会を設置
- ④久保惣記念美術館の魅力を高め発展・存続させていくための運営ビジョン策定に係る調査審議を行うため、新たに和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を設置

2 改正の内容

次の附属機関の名称および所掌事項を変更（①）

市長の附属機関

（変更前）

名称	担当事務
和泉市健康増進計画検討委員会	健康増進計画に係る調査審議に関すること。

（変更後）

名称	担当事務
和泉市健康増進計画・和泉市食育推進計画検討委員会	健康増進計画及び食育推進計画に係る調査審議に関すること。

次の附属機関を廃止（①・②）

市長の附属機関

名称	担当事務
和泉市食育推進計画検討委員会	食育推進計画に係る調査審議に関すること。

教育委員会の附属機関

名称	担当事務
和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会	子どもの読書活動推進計画策定のための調査及び計画の策定に関すること。

次の付属機関を追加（③・④）

教育委員会の附属機関

名称	担当事務
和泉市部活動地域移行計画策定委員会	部活動地域移行計画の策定に係る調査審議に関すること。
和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会	久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議に関すること。

3 施行日

令和6年4月1日

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例 の一部改正について（概要）

教育・こども部学校教育室

1 主な改正の理由

本市の任期付市費負担教育職員については、府費負担教育職員と給料月額その他待遇の均衡を図っているところ、今般大阪府の府費負担教育職員の給料月額が改正されたため、それに合わせるよう改正する必要がある。

2 主な改正の内容

別表（第2条関係）の給料月額を改正する。

3 施行期日

令和6年4月1日

和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の

一部を改正する条例制定について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）の施行に伴い、新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

以下の改正内容については、大阪府内の特定行政庁で協議を行った上で定めたものであり、大阪府をはじめ、大阪府内の全特定行政庁が同様の基準とする予定である（（4）その他所要の改正の一部を除く）。

【和泉市手数料条例】

- （1）「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の法律名改正による改正を行う。

【和泉市建築基準法施行条例】

- （1）「特定主要構造部が耐火構造である建築物」について法改正に順じ、準耐火構造である建築物に同建築物を含める。
- （2）建築基準法の一部改正に伴い新設される認定制度に対し手数料を制定する。なお、手数料額については、現行の類似の認定制度の手数料と同額となるように改正を行う。
 - ・令第137条の12第6項認定
（法第43条第1項（接道規定）既存不適格建築物に大規模修繕等をする場合において同法を適用しないことを認める認定制度）
 - ・令第137条の12第7項認定
（法第44条第1項（道路内の建築制限）既存不適格建築物に大規模修繕等をする場合において同法を適用しないことを認める認定制度）
- （3）「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の法律名改正による改正を行う。
- （4）その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日（法の一部改正の施行日と同日）

和泉市手数料条例の一部改正について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

大阪府が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項による宅地造成等工事規制区域及び第26条第1項による特定盛土等規制区域の指定を行うことにより、同法の運用が開始される。（和泉市は全域が宅地造成等工事規制区域）

それに伴い、許可申請手数料の改正及び中間検査等にかかるあらたな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に伴い手数料の改正、新設を行う。なお、手数料については大阪府をはじめ、大阪府内の政令市、中核市及び許可権限の事務移譲を受けた市と協議の上、同様の手数料とする予定である。

そのほか、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部が改正され、一部の事務が廃止されたことから、該当項目の削除を行う。

【改正】

- ・法第12条第1項本文の規定による工事の許可（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）の申請
12, 100円～723, 600円
（切土又は盛土をする土地の面積等に応じて算定）
- ・法第16条第1項本文の規定による工事の変更許可（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）の申請
1, 200円～723, 600円（変更内容に応じて算出）
- ・施行規則第88条の規定による書面の交付の申請
650円、5, 500円（申請内容に応じて算出）

【新設】

- ・法第18条第1項本文の規定による中間検査の申請
3, 900円～31, 800円
（切土又は盛土をする土地の面積等に応じて算定）

【削除】

- ・和泉市手数料条例（昭和31年条例第36号）第2条第16項の2
租税特別措置法施行令第20条の2第14項及び第38条の4第24項の規定に基づく特定の民間再開発事業申請

3 施行期日

令和6年4月1日

（宅地造成及び特定盛土規制法第10条第1項による宅地造成等工事規制区域、及び第26条第1項による特定盛土等規制区域の指定日と同日）

和泉市手数料条例の一部改正について（概要）

消防本部予防課

1 主な改正の理由

以下の理由により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正されたため、所要の規定の整備を行う必要がある。

（1）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可手数料について

令和2年に浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことで、市長が設置の許可に際して確認すべき事項が増えており、審査時間も増加している。加えて、平成30年度の手数料見直し以降、職員の人件費単価、物価及び消費税率の上昇についても積算に反映されていなかったため、これらを手数料額に反映させる必要がある。

（2）高圧ガス保安法で定める移動式製造設備の許可手数料について

バルクローリー（LPガスの運搬車）でLPガスの充填を行う際、一般消費者等に充填する場合は、液化石油ガス法で定める充填設備としての許可を取得し、一般消費者等以外に充填する場合は、高圧ガス保安法で定める移動式製造設備としての許可を取得する必要がある。両者にLPガスを充填する場合は、2つの法令による許可が必要であるが、液化石油ガス法の許可を受けるための基準は、高圧ガス保安法の許可の基準を包含している。そのため、今般液化石油ガス法の許可を受けたバルクローリーについては、高圧ガス保安法上の許可に係る事務手続きを合理化することとなり、これに伴い手数料を低減する必要がある。

2 主な改正の内容

（1）別表第3号の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可手数料を下記のとおり引き上げる。

危険物の貯蔵最大数量	改正後	改正前
1,000 kℓ以上 5,000 kℓ未満	<u>1,450,000円</u>	<u>1,180,000円</u>
5,000 kℓ以上 10,000 kℓ未満	<u>1,720,000円</u>	<u>1,410,000円</u>
10,000 kℓ以上 50,000 kℓ未満	<u>1,920,000円</u>	<u>1,590,000円</u>
50,000 kℓ以上 100,000 kℓ未満	<u>2,360,000円</u>	<u>1,950,000円</u>
100,000 kℓ以上 200,000 kℓ未満	<u>2,740,000円</u>	<u>2,270,000円</u>
200,000 kℓ以上 300,000 kℓ未満	<u>5,640,000円</u>	<u>4,550,000円</u>
300,000 kℓ以上 400,000 kℓ未満	<u>7,240,000円</u>	<u>5,820,000円</u>
400,000 kℓ以上	<u>8,790,000円</u>	<u>7,070,000円</u>

(2) 別表第10号の2の項に下記の区分を追加し、所要の規定の整備を行う。

法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）	6,000円
--	--------

3 施行期日

令和6年4月1日

4 経過措置

改正後の規定は、施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、施行の日より前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

和泉市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

市民生活部保険年金室

1 主な改正の理由

- ① 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴って平成30年度から保険料の賦課に府内統一基準を設けているが、今般、経過措置期間が終了するため、賦課限度額を府内統一基準に改める必要がある。
- ② 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）の一部が改正され退職被保険者等の経過措置等に関する規定が削除されるため、退職被保険者等に関する規定等を改める必要がある。
- ③ 産前産後期間の保険料の減額措置等に関して、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

第1条

- ① 基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を国民健康保険法施行令に掲げる額に改める。
※ 府内統一基準における賦課限度額は、府が市町村に標準保険料率を通知した日における国民健康保険法施行令に掲げる額としている。

【参考】府内統一賦課限度額

	令和6年度	令和5年度
医療分	650,000円	630,000円
後期高齢者支援金分	220,000円	190,000円
介護分	170,000円	170,000円
合計	1,040,000円	990,000円

- ② 退職被保険者等の基礎賦課総額の算定等に関する条文を削除し、被保険者の「一般」、「退職」の別及び国民健康保険法附則の条ずれを改める。

第2条

- ③-1 賦課期日後に納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料額の算定方法を定める第20条に、出産する被保険者に係る国民健康保険料の減額等に関する内容を加える。
- ③-2 出産する被保険者の所得割額及び被保険者均等割額を減額する場合において、介護納付金賦課額の減額を行う出産被保険者を介護納付金賦課被保険者である者に限定するよう改める。

3 施行期日

- (1) 第1条：令和6年4月1日
- (2) 第2条：公布の日

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（概要）

市長公室政策企画室

1 今回の法律改正の背景

現在のマイナンバー制度では、法に事務を規定したうえで、連携する個人情報も規定した場合のみ、マイナンバーを用いた連携が可能となっている。

このことにより、新たな情報連携が必要となった場合には都度ごとに法改正の必要があり、法令改正に約1年を要していたが、連携する特定個人情報については主務省令に規定することで情報連携を可能とし、手続きの期間短縮を行う法改正がなされた。（令和5年6月9日公布。施行期日は、「公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日」）

このことを受け、マイナンバー法に関する当該条例の一部を改正しようとするもの。

2 マイナンバー法の改正概要

マイナンバー法第9条関連の別表1でマイナンバーを利用可能な機関、事務を定め、法第19条関連の別表2で情報連携を行うことができる特定個人情報事務を規定しているが、今回の法改正では、別表2で規定する情報連携を行うことができる特定個人情報については、主務省令に規定することで情報連携を可能するよう、当該別表2については削除され、当該事務を「特定個人番号利用事務」と規定された。

3 市条例の改正概要

この法改正をうけ、市条例第4条に記載している「法別表第2の事務の欄に掲げる事務」について「特定個人番号利用事務」と表現を改め、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改めるもの。

このことと併せ、市条例第2条で定める「定義」に、「特定個人番号利用事務」と「利用特定個人情報」を追加するもの。

4 施行期日

今般の条例の改正はマイナンバー法等改正法による改正を踏まえたものに改正するものであるため、マイナンバー法等改正法の施行の日とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）とは
国民及び法人に個人番号、法人番号を割り当て、この利用等に関して必要な事項を規定。

- 個人番号、個人番号カードの規定の他、
特定個人情報の提供の制限等、
情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供、保護を規定。

和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の
利用及び特定個人情報の提供に関する条例とは

マイナンバー法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び
マイナンバー法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関する事項を定める

マイナンバー法第9条第2項

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税
又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定
個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人
番号を利用することができる。

マイナンバー法第9条第2項に基づき、市条例第4条で定めるもの

①独自利用事務についての規定（法第9条第2項）

例) 乳幼児等の医療費助成の事務 など

②庁内連携についての規定（法第9条第2項）

・独自利用事務の連携

例) 乳幼児等の医療費助成の事務において市民税の情報を利用する など

・法定事務間の連携

例) 国保の保険料算定において市民税の情報を利用する など

マイナンバー法第19条第11号

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その
事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

マイナンバー法第19条第11項に基づき、市条例第5条で定めるもの

③同じ地方公共団体内部の他機関への特定個人情報の提供（法第19条第11号）

・市長部局と教育委員会など

例) 保育所入園において住民票の情報の提供をうける

★当該内容については、条例改正の変更はなく、法改正に係る文言整理を行うもの。

和泉市公文書の管理等に関する条例（概要）

総務部総務管財室

1 条例制定の背景

平成21年に「公文書等の管理に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、国の行政文書の適正管理、歴史公文書の適切な保存管理、利用手続等が定められた。また、地方公共団体は法の趣旨にのっとり文書の適正管理に努めることとされた。

本市では、これまで規則に基づき公文書管理を行ってきたが、

- ・公文書館への移管など、法にのっとり公文書管理が国から求められている。
 - ・デジタル社会の進展により、電子文書の適正、効率的な管理が求められている。
 - ・歴史公文書（歴史的、文化的に価値ある公文書）の適切な保存管理、公開制度がない。
- などの課題が生じている。

これらを解決するため、電子データを含む公文書の保存管理や歴史公文書の保存・利用等に関するルールを定め、市全体として公文書を適正に管理し、市民共有の知的資源として将来世代に残していく必要がある。

2 条例制定の目的

公文書の適正管理、特定歴史公文書（※）の適切な保存、利用等を図り、もって

- ①市政の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、
- ②市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

※特定歴史公文書：歴史公文書のうち、保存期間満了後に教育委員会に移管されたもの

3 条例の概要

総則（第1章）	目的、定義、他法令との関係
公文書の管理（第2章）	公文書の作成、整理、保存、歴史公文書の決定、保存期間が満了した場合の取扱い、電子化の推進等 など
特定歴史公文書の保存、利用等（第3章）	特定歴史公文書の保存、利用請求、利用の方法、費用負担、審査請求、利用の促進 など
その他（4章・5章）	文書管理委員会、条例の適用範囲など

4 施行期日、今後のスケジュール

令和6年4月1日	条例の一部施行（歴史公文書の決定等一部の規定は、令和7年4月1日施行）
令和6～7年度	歴史公文書の評価・選別、利用準備 保存期間、文書保存ルールの見直し 等
令和8年4月1日	条例の全部施行（歴史館において特定歴史公文書の利用開始）

和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例(概要)

上下水道部経営総務課

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、同法第243条の2の2（職員の賠償責任）を引用する本条例について、所要の規定を整備する必要がある。

2 改正の内容

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（概要）

上下水道部水道工務課

1 主な改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により、水道整備・管理行政に関する厚生労働大臣の権限が、水質又は衛生に関する事務については環境大臣に、それ以外の事務については国土交通大臣に移管されることから、所要の規定の整備を行う必要があるため。

2 主な改正の内容

第5条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（概要）

消防本部総務課

1 主な改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職
棒給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を
定める政令（昭和31年政令第335号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業
従事者等の損害補償に係る補償基礎額が、令和6年4月1日以降改定される見込み
のため。（令和6年2月上旬政令公布予定）

2 主な改正の内容

第5条第2項第2号

消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を8,900円から
9,100円に引き上げる。

別表

非常勤消防団員の損害補償に係る補償基礎額を以下のように改める。

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500 (12,440)	13,350 (13,320)	14,200 (14,200)
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

3 施行期日

令和6年4月1日

改正後の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び
同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について
適用する。

和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（概要）

子育て健康部健康づくり推進室

1 主な改正の理由

- ① 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）において、地方公共団体は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）による新公立病院改革プランに基づき、再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に取り組んでいる場合であっても、現在の取組状況や成果を検証するとともに、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築の推進を図る観点も踏まえつつ、更なる経営強化のための取組について検討すべきであることから、経営強化プランを令和4年度又は令和5年度中に策定するものとされた。

これを受けて、本市では「和泉市立病院新改革プラン」に代わる令和6年度以降の計画として、「和泉市立総合医療センター経営強化プラン」を策定予定であることから、条例中で引用する計画の名称を改正する必要がある。

	新計画	旧計画
名称	和泉市立総合医療センター経営強化プラン	和泉市立病院新改革プラン
計画期間	令和6年度から令和9年度	平成28年度から令和5年度

- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）に指定公金事務取扱者制度に係る規定が追加されることに伴う条ずれに対応する必要がある。

2 主な改正の内容

- ① 第3条の2第1項の表中の「和泉市立病院新改革プラン」を「和泉市立総合医療センター経営強化プラン」に改める。
- ② 第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部文化遺産活用課

1 主な改正の理由

本市においては、平成8年に市史編さん事業を開始して以来、市民が世代を超えて継承してきた古文書など郷土の歴史資料の寄贈・寄託を受け、これをもとに市域の歴史を調査・研究し、その成果を発表してきた。平成11年に開館した和泉市いずみの国歴史館では、郷土の歴史資料及び文化財を収集・保管・展示してきた。今後は、市史編さん事業で収集した歴史資料を広く市民が活用できるよう公開体制を整備する必要がある。

また、令和5年度中には和泉市公文書の管理等に関する条例を制定し、同条例第7条及び第12条の規定により、実施機関が保管する歴史的に重要な公文書のうち、保存期間の満了したものを教育委員会に移管し、特定歴史公文書として、一般の利用に供することが定められる見込みである。

以上を踏まえ、市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を広く市民に公開し、市民としての誇りと郷土愛を育むため、和泉市いずみの国歴史館の機能に歴史資料や文化財の利用及び特定歴史公文書の保存、利用等に関する事業を追加するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 第3条（事業）を次の通り改正する。

①郷土の歴史資料及び文化財について、従来の収集・保管・展示に加えて、一般の利用に供することを所管事業に位置付ける。

②特定歴史公文書を永久に保存し、一般の利用に供することを所管事業に位置付ける。

(2) 第6条（入館の許可）において、教育委員会は、特定歴史公文書を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある者に対し、入館を許可せず、又は退館を命ずることができるよう規定を改正する。

(3) 第8条（損害賠償）において、入館者は、特定歴史公文書を汚損し、破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示により、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならないよう規定を改正する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6～7年度	古文書等地域資料の公開準備（旧所蔵者との連絡等） 旧永年保存文書の評価選別、利用規定等の整備 等
令和8年4月1日	条例の施行

和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の改正について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画和泉コスモポリス地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めている。

この度、令和5年12月27日付けで南部大阪都市計画和泉コスモポリス地区地区計画を都市計画変更したため、本条例の制限の一部を変更する必要が生じた。

2 主な改正の内容

令和5年12月20日付けで、和泉市都市計画審議会において南部大阪都市計画地区計画（和泉コスモポリス地区）の変更が議決されたことを受け、当該地区計画の制限の内容のうち、次の事項を改正する。

- ・用途に関する制限

3 施行期日

公布の日

4 スケジュール

令和5年12月：都市計画審議会において南部大阪都市計画地区計画（和泉コスモポリス地区）の変更の議決・告示

令和6年 1月：和泉市和泉コスモポリス地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例案について、検察協議前に例規等審査委員会

令和6年 2月：条例案について、検察協議

令和6年 5月：条例案について改正前に例規等審査委員会

令和6年 6月：建築条例改正案提案